

# 芦別市まちづくり基本条例

## 市民とともに歩むまちづくり



「芦別市まちづくり基本条例」が平成20年10月1日からスタートします。

この条例は、芦別市のまちづくりの基本理念、まちづくりの指針等を明らかにし、「市民」、「議会」と「市」のそれぞれの役割と責任や、まちづくりの基本事項を条例で明らかにし、そして、「情報共有」と「市民参加と協働」の2つを芦別市のまちづくりの基本ルールとすることによって、まちづくりを進めます。

わたしたち一人ひとりがまちづくりの主役となって、安全で安心して暮らすことができる、誰もが住み続けたいと思えるまち芦別を、みんなの手で築いていきましょう。

芦別市

# まちづくり基本条例 Q & A

## Q1 まちづくり基本条例って何ですか？

A まちづくり基本条例は、わたしたちが主役のまちづくりを進めるときにもっとも基本となるルールを定めるものです。この「ルール」の中には、まちづくりの主役である市民、議会と市が、まちづくりに関する情報を共有し合える仕組み、市民がまちづくりに参加したりすることなどができる仕組みを定めています。

市には、いくつもの条例がありますが、この「まちづくり基本条例」は、その中でも最上位の条例と位置づけられています。また、この条例は、わたしたちみんなで育てていく条例でもあります。

## Q2 なぜ、まちづくり基本条例が必要なの？

A 平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、国と地方のあり方が従来の「中央集権型」から「地方分権型社会（国と地方が対等、協力の関係）」に変わり、地域の課題に自主的に対応することが求められています。

地域の実情に応じて多様化、高度化する住民ニーズに応えるため、市民、議会と市が協働によるまちづくりを進めなければならないことから、そのルールを定めた「まちづくり基本条例」が必要になりました。

## Q3 まちづくり基本条例ができて、わたしたちの生活はどう変わるの？

A まちづくり基本条例ができたことにより、目に見えて変わることは少ないのですが、市民がまちづくりにどのような方法で参加することができるのかを明確にすることで、より市民に信頼されるまちづくりができます。

## まちづくり基本条例 Q & A

### Q4 まちづくり基本条例ができたあと、わたしたちは何をすればいいの？

A わたしたちは、まずこの条例の内容を理解し、自分のできることから、まちづくりに参加することができます。また、この条例は、「守り育てる条例」で、芦別市のまちづくりにあったかたちに合わせて、内容を見直すことにしています。

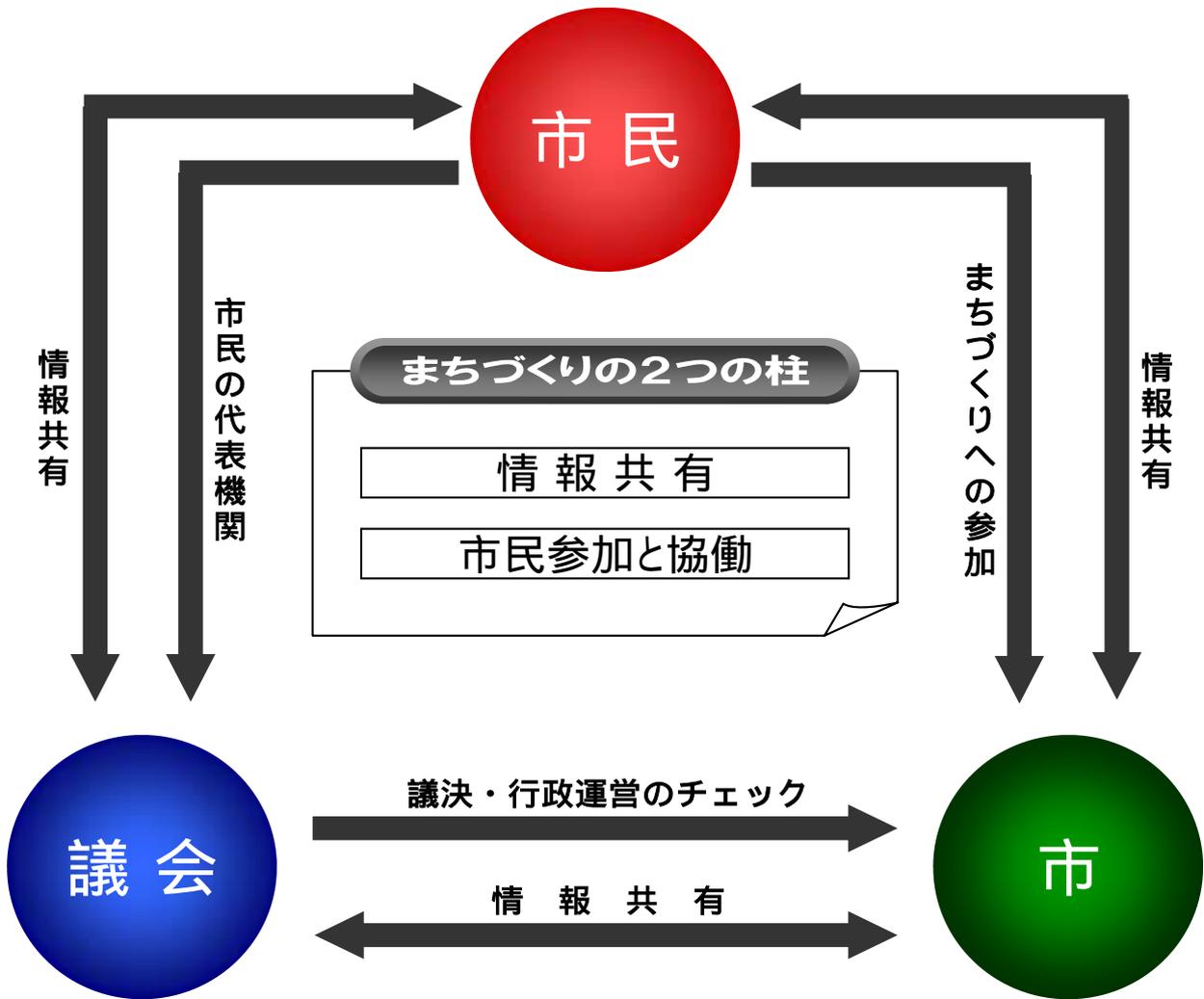
したがって、わたしたちは、この条例がいつまでも芦別市にふさわしい条例でありつづけるように、みんなで育てていく必要があります。

### Q5 「情報共有」と「市民参加と協働」の具体的な内容は？

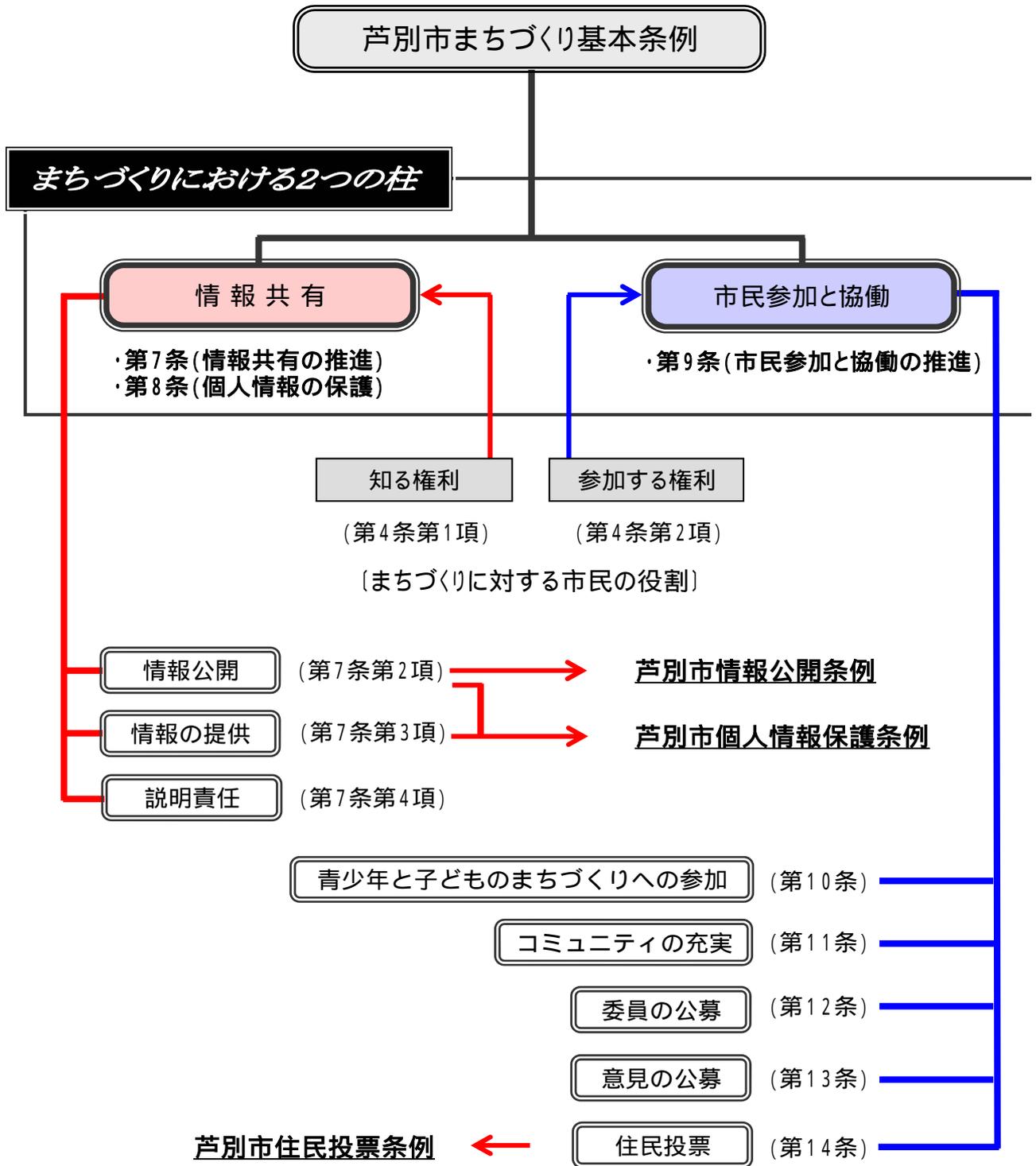
A. 「情報共有」は、まちづくりに必要な情報を市民、議会と市で共有するためのものです。具体的制度として、市民の知る権利を保障するための情報を公開する制度や市の広報紙や市の公式ホームページなどにより必要な情報を提供する制度があります。また、「情報共有」の推進を保障する制度として説明責任があります。

「市民参加と協働」は、市民、議会と市が一体となって「参加と協働」によりまちづくりを推進することで、市民の意見がまちづくりの計画、実施と評価の過程において、適切に反映されるよう取り組んでいくことです。なお、具体的な制度として、「青少年や子どものまちづくりへの参加」、「コミュニティの充実」、「審議会、委員会などの委員の公募」、「意見の公募」や「住民投票」があります。

まちづくり基本条例のイメージ図



# まちづくり基本条例における2つの柱(イメージ図)



# まちづくり基本条例の概要

## 前 文

芦別市の歴史的背景や社会経済情勢を述べるとともに、わたしたち（市民、議会と市）がまちづくりの主役となって、安全で安心して暮らすことができ、誰もが住み続けたいと思えるまち芦別を、みんなの手で築いていくことを規定しています。

## 第1章 総 則（第1条～第3条）

- 【まちづくりのルール】 これからのまちづくりに重要なことは、市民が参加し、市民、議会と市が協力して取り組んでいくことで、その前提として情報の共有が必要となります。
- 【用語の意味】 この条例を正しく解釈し、運用していくうえで重要となる用語を掲げ、その意味を定義しています。
- 【この条例の位置づけ】 このまちづくり基本条例を「まちづくりの最高規範」として明確に規定することにより、他の条例より上位に立つものであることを宣言しています。また、わたしたち（市民、議会と市）は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、まちづくりを進めることを規定しています。

## 第2章 まちづくりにおける役割と責任（第4条～第6条）

- 【市民】 まちづくりについて、「知る」「参加する」「意見を述べる」権利を規定しています。また、「自らの発言と行動に責任を持つこと」や「受益者負担などの責任」についても規定しています。
- 【議会】 市民の代表機関であり、本市の意思決定機関であることを規定しています。また、行政運営をチェックする役割を果たすことについても規定しています。
- 【市】 芦別市の代表者である市長の責務とまちづくりに対する市職員の役割と責任を規定しています。

### 第3章 情報共有（第7条・第8条）

- 【情報共有の推進】 まちづくり基本条例の基本的な柱のひとつです。推進するための制度として「情報の公開」と「情報の提供」を規定し、これらの制度を保障するために「説明責任」を規定しています。
- 【個人情報保護】 「情報の共有」を進めるにあたって、個人の権利と利益が侵害されることのないことを保障する制度として規定しています。

### 第4章 市民参加と協働（第9条～第14条）

- 【市民参加と協働の推進】 まちづくり基本条例の基本的な柱のひとつである「市民参加と協働」の推進を保障するための総則規定です。
- 【青少年と子どものまちづくりへの参加】 青少年と子どもは、「市民」に含まれていますが、改めて社会の一員であることを明確にし、まちづくりの担い手として、まちづくりにかかわることができるという基本的な姿勢を規定しています。
- 【コミュニティの充実】 まちづくりへの「参加」と「協働」を推進するにあたって、その中心的な役割を担うコミュニティのあり方を規定しています。
- 【委員の公募】 まちづくりを進めるうえで組織される委員会や審議会などについて、委員を公募することにより市民が参加できるよう規定しています。
- 【意見の公募】 市の基本的な条例や計画を決定する場合、その案をあらかじめ明らかにし、市民から意見を求めることを規定しています。
- 【住民投票】 将来にかかわる重要な課題について、住民意思を把握するための最終手段として位置づけ、規定しています。なお、住民投票制度の具体的な内容については、芦別市住民投票条例に規定しています。

## 第5章 信頼されるまちづくり（第15条～第21条）

市民から信頼されるまちづくりを進めるため、必要な制度や原則を規定しています。

- 【総合計画】 総合計画は、市のこれからのまちづくりを総合的・計画的に定める計画であり、最上位の計画であること、基本条例の趣旨に沿って策定されなければならないことを規定しています。
- 【評価】 効率的で効果的なまちづくりを進めるため、評価を実施し、その結果については公表し、その評価結果に基づいて見直しや改善を行い、まちづくりに反映させるよう規定しています。
- 【財政運営】 総合計画と評価の結果を適切に反映するかたちで財政運営することとし、健全で持続可能なまちづくりを目指すことを規定しています。毎年度の予算と決算に関係する情報や財産を公表します。
- 【行政手続】 まちづくりにあたって、市民の権利や利益を守るとともに、公正の確保と透明性の向上を図り、市民から信頼されるまちづくりを進めていくことが求められています。その実現のためには「行政手続の適正化」は重要であることを規定しています。
- 【市の組織】 市の組織として、あるべき姿を規定しています。どのような組織体制が市民にとって便利で、すばやい対応が取れるかということを考えて、組織を編成していきます。
- 【災害などへの対処】 まちづくりの重要な内容である「市民が安全で安心して暮らすこと」を実現するためには、自然災害など不測の事態に対する組織的な対応ができる体制の確立が必要であることを規定しています。
- 【法令の遵守】 市の職員は、地方公務員法の中で法令の遵守について明確に規定していますが、市の職員だけではなく、市においても法令を遵守することを規定しています。

## 第6章 自主・自立（第22条・第23条）

【自主・自立に向けた取組】 市は、市民と議会との協力のもとに行財政改革を取り組むことにより、持続可能な自立したまちづくりを目指すことを規定しています。

【国、北海道、他の自治体などとの関係】 国と北海道とは上下関係ではなく、対等の関係であるとういことを明記し、協力のうえ自主・自立したまちづくりを進めることを規定しています。

## 第7章 条例の検討と見直し（第24条）

【この条例の検討と見直し】 まちづくり基本条例は「守り育てる条例」であることから、この条例に規定する内容が社会経済情勢にあっているかどうか、形骸化していないかどうか、芦別市にふさわしいものでありつづけているかどうかを、市民と一緒に検討し、見直していく必要があるため、条例の見直しについて規定しています。

# 芦別市民憲章

(昭和43年9月20日制定)

明治の代、今の常磐町に第一のくわ音が立ちました。芦別誕生のうぶ声でした。それから代々の人たちが努力を重ね、美しい郷土をつくりました。それをたたえ感謝するとともに、さらに立派にして次代へ渡したいものです。私たちは、この憲章をかかげて、日常生活の心がまえといたしましょう。

明るい家庭をつくり こどもに夢と誇りを持たせましょう

人間の尊さを知り 社会のきまりを守りましょう

郷土の自然を愛し 豊かなまちをきずきましょう

思いやりと親切で 住みよいまちにいたしましょう

教養を深め 体力を養い 文化の輝くまちをつくりましょう

平成 20 年 7 月

発行 芦別市総務部企画課  
〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地  
TEL (0124) 22-2111 FAX (0124) 22-9696  
E-mail : kikaku@city.ashibetsu.hokkaido.jp  
<http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp>